



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2019年6月27日 No.106

転勤は会社の人事運用によって生じるものだ！ したがって「移転休暇(有給)」を承認するべきである！

申第21号「『移転休暇』に関する申し入れ」の団体交渉を開催

東日本ユニオンは6月24日、申第21号「移転休暇」に関する申し入れの団体交渉に臨みました。

私たちは、社員誰もが平等に取得できるよう移転の事実発生に基づき、静養休暇等と同じく淡々と休暇を承認することや、現場長等の「人」が判断することから公平性に欠け、人によって扱いが違わないように「休暇の取得に対して、判断しやすい根拠をはっきりするべきである」と主張し、回答に対して再考するよう強く求めました。

対する経営側は「国鉄時代からある休暇であり、取得に対して判断のハードルは上げていない」「総合的判断とし、勘案しながら休暇の承認は行う」「主張や考え方は否定しないが、現状で妥当である」との回答に終止しました。

《総合的に考慮する内容とは》

1. 引っ越しの内容（荷物の量、移動距離等）



2. 引っ越し日の前後の休日の配置

- 引っ越しの荷物の量や移動する距離などで、一定の縛りを設けているわけではない。また「単身」や「世帯」での引っ越しに区別はなく「子供がいる」「いない」の制約は設けていない。
- 現場長、管理者は、申請者から引っ越しの内容を詳しく聞き取りを行い、その上で承認の可否を伝えている。
- 現場で判断がつかない場合は、現場→支社→本社へ確認するルートは確立されている。

転勤は会社都合であり、特休、公休日のみで引っ越しすることにならないよう、今後も社員誰もが「移転休暇(有給)」を取得できることをめざし取り組みます。

東日本ユニオンは社員誰もが平等に取得できる 制度の確立をめざします！